

令和4年6月3日（金）午後2時

大阪広域水道企業団
経営管理部総務課（人事グループ）
電 話 06-6944-6046（直通）
F A X 06-6944-6868

職員の処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 処分日	令和4年6月3日
2 被処分者	事業管理部工務課 技師級職員（技術）、33歳
3 処分内容	減給 1月
4 処分理由	令和2年1月27日から令和2年4月15日及び令和2年5月22日から令和3年10月20日にかけて、認定されていない交通手段（自家用自動車）で通勤するとともに、令和2年10月から令和3年3月分の通勤手当を不正に受給した。

※ 年齢は処分日現在